

デフレ完全脱却のための総合経済対策 ～日本経済の新たなステージに向けて～

経済産業省令和5年度補正予算の概要 (繊維業界関係)

令和5年12月
製造産業局 生活製品課

(出所)

内閣府ホームページ 経済財政政策

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

経済産業省ホームページ 予算・税制・財投 経済産業省関連 令和5年度補正予算案の概要

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

中小企業庁ホームページ 予算

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

環境省 報道発表資料 (2023年11月10日)

https://www.env.go.jp/press/press_02387.html

5つの柱：熱量あふれる「新たなステージ」へスタートダッシュ

1 物価高から国民を守る

2 持続的な賃上げと所得向上

3 供給力強化・投資促進

4 人口減少を乗り越え変化を力に

5 安全・安心の確保

3つの狙い・視点・手法

3つの狙い

- 1 国民生活を守り抜く
- 2 人を育み、
地域を活性化する
- 3 世界に出て、
海外の活力を取り込む

3つの視点

- 1 フロンティアの開拓
- 2 デジタル技術の社会実装
- 3 省庁・制度間の連携

3つの手法

- 1 制度・規制改革
- 2 新たな予算・税制措置
- 3 新たなガイダンス

経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

- 高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果たす新たなチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。
- 今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。
 - まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、**足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す**。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、**賃上げのモメンタムの維持・拡大**を図る。
 - 供給力を強化**すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。
 - 人口減少を見据えた社会変革を起點・推進**するため、デジタル行財政改革や人手不足等に対応する制度・規制改革、こども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。
- 予算措置のみならず、**税制や規制・制度改革を総動員**。

(※)税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



実証から実証のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

- 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)【税制】
- 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)
- 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応

(※)①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者

- 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

- 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施

- 重点支援地方交付金の追加

生活者向け:学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援

事業者向け:中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援

- 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保

賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改革を含めた対応の具体化を進める

- 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

- 企業や家庭における省エネの更なる促進

企業:工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断

家庭:子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援

省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援

運輸:クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援

- 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)

- 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備

- 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)【税制】
- 労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援
- 資金繰り等の支援

(2) 人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

- 中小企業の省力化投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)
- 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】

(3) 「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組

- 年収の壁・支援強化パッケージ
- 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大等

2 構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進

(1) 三位一体の労働市場改革の推進

- リ・スキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)
- 職務給導入(ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・判例との関係等の事例整理・公表)
- 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) 多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)

3 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

(1) 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等
- 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)
- 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ショールーム新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) 地方活性化

- 国立公園の滞在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興等

(3) 大阪・関西万博の推進(会場整備や内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

(1) 科学技術の振興及びイノベーションの促進

- ・ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
- ・新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションボックス税制【税制】等

(2) フロンティアの開拓

- ・宇宙:技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
- ・海洋:開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース掘泥技術等の開発・実証支援

(3) GX・DXの推進及びAIの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

- ・省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】等
- ・サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体構想の推進
- ・先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発力強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導 等

(4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備

- ・重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】

(5) 教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

(6) 対日直接投資の促進

- ・外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援

- ・ストックオプション税制の充実(年間の権利行使価額の上限額引上げ等)【税制】
- ・事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
- ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】等

第5節 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

1 自然災害からの復旧・復興の加速(東日本大震災等の自然災害からの復旧復興 等)

2 防災・減災、国土強靭化の推進

- ・国土強靭化5カ年加速化対策推進、流域治水、公共施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期気象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善

3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

(1) 国民の安全・安心の確保

- ・コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援 等

(2) 外交・安全保障環境の変化への対応

- ・グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
- ・自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
- ・経済安全保障(サプライチェーン強靭化、国際海底ケーブルの多ルート化等)、食料安全保障(国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等)

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1 デジタルによる地方の活性化

- ・デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備 等

2 デジタル行財政改革

(1) 主な改革への取組

- ・教育:GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進 等
- ・交通:地域の自家用車・ドライバー活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】等
- ・介護等:ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等
- ・子育て:プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
- ・防災:防災DX推進(マイナナンバーを活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築)
- ・インバウンド・観光:入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】等
- ・スタートアップの成長促進:システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- ・地方公共団体の情報システムの標準化・ガバナンスクラウド移行支援 等
- ・マイナナンバー登録事務デジタル化、マイナナンバーカードのスマホ搭載、アナログ規制見直し 等

3 公的セクター等の改革

- ・ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のリ・デザイン 等

4 DXの推進に関連するその他の取組

- ・産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化 等

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- ・物流:「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進 等
- ・自動運転等の社会実装:自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライフラインの構築 等
- ・建設・建築:適切な労務費確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】等
- ・医療・介護:高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等
- ・外国人材:特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進 等

6 包摂社会の実現

(1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進

- ・児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月→24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援 等

(2) 教育DXフロンティア戦略の推進を始めとする公教育の再生

- ・1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援 等

(3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化 等)

(4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(「認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ」の早期着手 等)

(5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

本経済対策の規模

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13.1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1.1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半程度**と見込まれる。

本経済対策の効果

経済押上げ効果

実質GDP換算：**19兆円**程度

年成長率換算：**1.2%**程度

(今後3年程度で上記効果が発現すると仮定した場合の単純平均)

消費者物価の抑制：**▲1.0%**程度

3つの狙い - 主要施策例

※税制措置については、令和6年度税制改正で検討・結論

国民生活を 守り抜く	①物価高により厳しい状況にある 生活者・事業者支援	2024年4月末まで燃料油の激変緩和対策を継続。 2024年4月末まで、電気・ガスの激変緩和措置を継続。
	②家庭等の省エネ促進	低所得世帯に対する計10万円の所得支援の給付。 一人当たり4万円の所得税・住民税減税等を通じ、国民の可処分所得を増加。※
地域を活性化する 人を育み、	③教育DXフロンティア戦略の推進	各都道府県に基金を設置し、1人1台端末を計画的に更新。 生成AI等の利活用の可能性を含め、個別最適な学びのサポートを行う仕組 の構築に向けた検討を加速。
	④リ・スキリングの支援	構造的賃上げの実現に向け、デジタル分野等でのスキル獲得を支援。 業種別に、個人向けのリ・スキリング支援を拡充強化。
	⑤医療・介護・こども政策DX	DX化を推進し、利用者の利便性向上、働き手の負担軽減、サービス 提供の効率化を図る。 オンライン診療、介護ロボット等の導入・普及、プッシュ型子育て 支援の拡大。
海外の活力を取り込む 世界に出て、	⑥農林水産品・食品や中小企業 の輸出振興	円安を活かし、農林水産品・食品や中小企業の製品の輸出を拡大。 *農林水産品・食品：5兆円（2030年）、中小企業：1万者 地方における賃上げの原資確保や所得拡大につなげる。
	⑦宇宙政策の戦略的強化	JAXA法の改正、「宇宙戦略基金」の創設、基幹ロケットの開発など、 宇宙政策を強化。 準天頂衛星システムの整備を加速し、自動運転の社会実装など、新 たなサービスを産業化。災害時の通信手段を確保。

3つの視点 - 主要施策例

※税制措置については、令和6年度税制改正で検討・結論

フロンティア 開拓	①「海洋開発重点戦略」に基づく 海洋の開発・利用の推進	海底7,000m以深を探索可能なAUV（自律型無人探査機）の実証。 深海底からのレアアース採取のための技術開発を支援。 我が国独自の資源確保を目指す。
	②我が国独自の生成AIの開発	AIの開発に不可欠な計算資源・学習用データの整備等を支援。 我が国独自の生成AIの開発を目指す。
	③核融合エネルギーの開発・実証	フュージョンエネルギーの研究開発に加え、発電実証を目指す。
デジタル技術の 社会実装	④デジタル時代の次世代物流の実現 ～「デジタルライフライン」の整備～	デジタル情報配信道等を整備し、AIによるマッチング等を活用した物流に 向けた実証を実施。 将来的に、FCV/EVの自動運転トラックの活用を含め、省人・省エネの円滑 な物流の実現を目指す。
	⑤介護DX	介護現場におけるセンサー、ロボット等の実装を加速。 ICT機器の活用など、一定の要件を満たす高齢者施設について、 人員配置基準の特例的な柔軟化を検討。
	⑥自治体の社会変革への挑戦支援	デジタル行財政改革に沿って、教育、子育て等の分野で、 自治体横断のデータ連携やアプリの活用等を行う取組を横展開。 行政サービスの効率化・高度化を支援。
省庁・ 制度間の連携	⑦企業の賃上げ促進のための 税制措置	物価高に負けない賃上げを実現できるよう制度を強化。 中小企業等の赤字法人においても、賃上げを促進するための繰越控 除制度の創設、措置の期限の在り方等を検討。※
	⑧リ・スキリングの支援	教育訓練給付（厚労省所管）の対象について、文科省・経産省が指 定する講座に加え、各省庁所管の業界団体等が実施する講座を追加。
	⑨防災DXの推進	国・地方自治体等で災害情報を共有する「防災デジタルプラット フォーム」を構築。 防災アプリを開発・実装し、住民等が災害情報を迅速かつ円滑に取 得できるようにする。
	⑩グローバルサウス諸国との 連携強化	「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」の下、質の高いイン フラの輸出、DX/GX等の民間ビジネスの海外展開を支援。 FOIPの実現、サプライチェーンの強靱化・経済安全保障の確保に つなげる。

制度・規制改革	①ドローンによる物資配送の事業化	目視内飛行について、飛行計画の許可・承認申請手続を短期化。無人地帯における目視外飛行について、立入管理措置の簡略化等を行い、物資配送を事業化。
	②産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化	地域未来投資促進法（経産省）に規定する事業について、都市計画法上の市街化調整区域の開発許可手続きを緩和（国交省）。農地転用に係る手続きを並行して進めることを可能に（農水省）。土地利用転換に要する期間を短縮。
	③資産運用立国	資産運用業とアセットオーナーシップの改革を推進。資産運用業への国内外からの新規参入を促すため、バックオフィス業務の外部委託に係る規制改革や資産運用特区の創設等を検討。
新たな予算・税制措置	④中小企業向け省力化投資支援	ロボット等の汎用製品を「カタログ掲載」し、中小企業が選択式で導入することを可能に。簡易な手続きと価格の明確化により、ロボット等の省力化を促進。
	⑤イノベーションボックス税制	国内で自ら研究開発した特許権等の知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設。※
	⑥家事支援サービスの活用支援	家事負担が就労の制約となっている従業員に対し、家事支援サービス利用機会を提供する事業者の取組に関する実証を実施。
新たなガイドンス	⑦職務給の導入	ジョブの整理・括り方、人材の配置・育成・評価方法、ポスティング制度、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係等について、事例を整理・公表し、職務給の導入拡大につなげる。
	⑧オンライン健康相談の普及	オンライン健康医療相談について、医師以外の看護師等が回答可能な範囲を明確化。
	⑨電子契約の普及	電子契約サービスの利用者の懸念事項とされる電子署名の法的効力について、電子署名法の解釈を明確化。

- 3兆円台半ばの所得税・住民税の定額減税及び低所得世帯向け支援を実施。
※規模・内容等の詳細について令和6年度税制改正で検討・結論。
- 電気・ガス・燃料油の激変緩和対策を継続。

定額減税及び低所得世帯支援

- 定額減税（納税者＋配偶者を含む扶養家族一人当たり）
（2024年6月からスタート）
 - ・ 所得税 **3万円**
 - ・ 個人住民税 **1万円** **合計4万円**
- 住民税非課税世帯
1世帯当たり計**10万円**の給付
- 上記要支援の間の方 ※1
重点支援地方交付金による対応を中心に検討

※1 住民税均等割のみ課税される世帯、新たに住民税非課税となる世帯、低所得の子育て世帯、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々

エネルギー価格高騰への支援

- **燃料油の補助** ～2024年4月末まで
 補助率 **10/10**
 高補助率発動価格
（17円超：185円）
 補助率 **3/5**
 基準価格
（168円）
- **電気・都市ガスの支援** ～2024年4月末まで
 （5月は支援を縮小）
 - 電気料金
 - ・ 低圧契約 : 3.5円/1kWh
 - ・ 高圧契約 : 1.8円/1kWh
 - 都市ガス料金： 15円 / 1m³※2

電気料金は月1,400円、都市ガス料金は月450円の値引き ※3

※2 家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

※3 電気でも月間400kWh、都市ガスでも月間30m³を使用する標準的な世帯の場合

燃料油価格激変緩和対策事業

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

令和5年度補正予算額 **1,532億円**

事業の内容

事業目的

長引く原油価格の高騰が経済回復の足かせとなり、国民生活や経済活動への悪影響を防ぐことを目的として、燃料油価格の激変緩和対策事業を実施することで、ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格急騰の抑制を図ることを目的とする。

事業概要

当面の間の緊急避難的措置として、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、燃料油価格の激変緩和対策事業を実施し、急激な価格上昇を抑制するよう、元売り事業者に対する価格抑制原資を支給する。これにより、卸価格の急激な上昇の抑制を通じ、小売価格の急騰を抑制することにより、国民生活等への不測の影響を緩和する。

(1) 対象者

石油元売事業者等

(2) 対象油種

ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

レギュラーガソリンの全国平均価格と目標価格との差が前週と比べて広がらないことを目指す。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年度補正予算額 **6,416億円**

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

電気・ガス料金の激変緩和対策により、引き続き、家計・企業等の負担を軽減することを目的とする。

事業概要

電気・ガス料金の負担軽減を図るため、以下の取組を行う。

(1) 電気料金値引き原資の支援

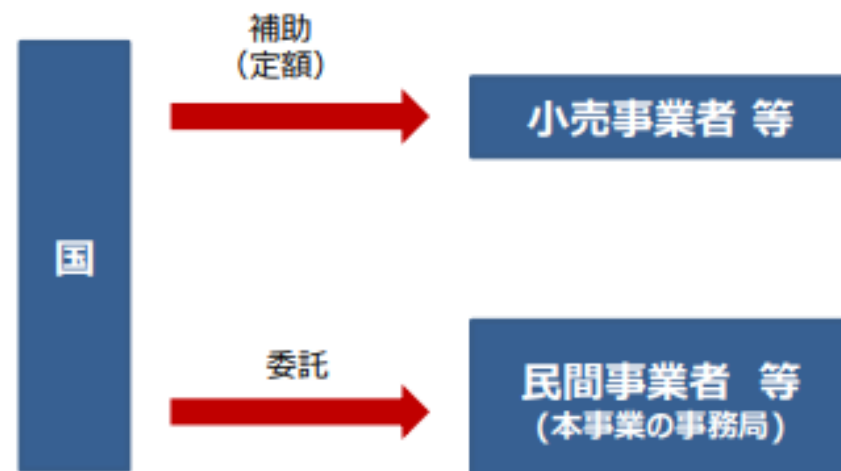
国が指定する値引き単価（低圧契約：3.5円/kWh、高圧契約：1.8円/kWh※）により需要家の使用量に応じた電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、その値引き原資を支援。

(2) 都市ガス料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価（15円/m³※）により需要家の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行ったガス小売事業者等に対して、その値引き原資を支援。

※2024年5月は激変緩和の幅を縮小

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

電気・ガス料金の激変緩和対策を行い、家計・企業等の負担を軽減することを目指す。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金
追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

令和5年度補正予算案にて、
0.5兆円(LPガス、省エネ、特
別高圧関連はこの内数)を追加。

I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

- 断熱窓への改修、高効率給湯器の導入、省エネ性能の高い住宅取得等を支援。
- 光熱費を節約しつつ、地球に優しい暮らしを実現する。

現状

家庭のCO₂排出量の約5割は
「冷暖房」と「給湯」から



● 断熱窓への改修支援

断熱性能や窓のサイズに応じて
定額補助

● 高効率給湯器の導入支援

導入する高効率給湯器に応じて
定額補助

省エネ住宅による光熱費削減効果

寒冷地(例:札幌)
北海道札幌市(地域区分2)

年間の
光熱費比較

温暖地(例:東京)
東京23区(地域区分6)

393,191円

これまでの
住宅

283,325円

333,174円

一般的な
省エネ住宅
(省エネ基準)

222,317円

お得!

208,323円

高度な
省エネ住宅
(ZEH基準相当)

お得!

159,362円

※太陽光発電による売電は含まれません。
※各数値はシミュレーション用に試算したもので、実際の光熱費を保証するものではありません。
出典：一般社団法人住宅生産団体連合会発行「快適・安心すまい・なるほど省エネ住宅」

国土交通省 HPより

関連する法令・予算

- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援（環境省/予算）
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進（経済産業省/予算）
- ・質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（国土交通省/予算）

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **300億円** ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。

また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援
- (2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円
- (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

- 工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの累計で企業の投資を後押し。

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
（Ⅰ） 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費・設計費・工事費	中小企業等 1／2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2／3 以内） 大企業・その他 1／3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1／2 以内）	【上限】15億円/年度（非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
（Ⅱ） 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費（電化の場合は付帯設備も対象）	1／2 以内	【上限】3億円（電化の場合5億円） 【下限】30万円
（Ⅲ） 設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1／3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ）エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ いずれの類型も、複数年の投資計画に対応

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費

令和5年度補正予算額 **21億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」への補助を行うことで、エネルギーコスト上昇の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しすることを目的とする。

事業概要

省エネの専門家が中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、運用改善や設備投資等を提案するために必要な経費を補助する。

また、省エネ診断・アドバイスを行える専門人材の拡大に向け、事務局において、各民間企業等の専門人材の育成等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業等が低コストで省エネ診断を活用し、省エネの専門家からの設備投資や運用改善に関する提案を受けることにより、中小企業等における省エネの取組を後押しし、本事業による効果も含めて、最終的に令和12年度の省エネ効果239万klに寄与することを目指す。

省エネ診断

- 専門家による省エネ診断への支援を強化。
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、省エネ補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援を実施。



- 足元の円安環境を活かし、農林水産物・食品や中小企業の製品・サービスの輸出を拡大。
【目標】農林水産物・食品：輸出額 **2兆円**（2025年）、**5兆円**（2030年）
中小企業：新たに輸出に取り組む **1万者**の支援
- 成長する世界市場を取り込み、地方における賃上げの原資確保や所得拡大につなげる。

支援の取組

● 農林水産物・食品

- ・ 輸出先の多角化に向けた試食会・フェアの開催等の販路開拓を支援。
- ・ 都道府県やJA、地域商社等が連携し、マーケットイン志向の大規模輸出産地の育成を支援。

● 中小企業

- ・ ショールームの新設（北米・欧州・アジアなど5ヶ所）
- ・ 海外ECサイトとの提携拡大（東欧・中東・中南米など）

成功事例

ヘンタ製茶有限会社(鹿児島県)
有機抹茶

<輸出額>

2,800万円 → **8,900万円**
(2018) (2021)アメリカ、
台湾等アグベル株式会社(山梨県)
シャインマスカット

<輸出額>

0.2億円 → **1.4億円**
(2019) (2022)香港、タイ、
シンガポール等株式会社ミウラ(福島県)
アルミ鋳物部品

<輸出額>

2017年から2019年で**3倍**

米国等

株式会社マリーヌ(香川県)
生活雑貨

エアコンに取り付ける除菌消臭剤

初の商談会参加で
200万円の売上タイ、
ベトナム等

(農林水産省・JETRO HPより)

- 自動運転トラックが走行するインフラを整備し、AIによる大口輸送とデジタル技術を活用した小口輸送を組み合わせた軌道マッチング等を活用した物流の実証を実施。その取組の標準化・全国展開を目指す。
- 将来的に、自動運転トラック（FCV/EV等）の活用を含め、省人・省エネの円滑な物流の実現を目指す。

先行的な実証

デジタル情報配信道の設定



新東名高速道路 駿河湾沼津-浜松間
100km 等

**道路・車の連携下で、自動運転トラック
による物流の実証実験を実施。**

第1回デジタルライフライン全国総合整備実現会議資料より

将来構想

物流全体をデジタル化し、データ連携を行うことにより、
車両・貨物・エネルギー源の最適なマッチングを行う

高速道路
(自動運転トラック) × エネルギー
(FCV/EV等) × 物流ハブ
(DX)



**人手に頼らなくても、省人・省エネで、生活に不可欠な
物資が全国津々浦々に行き渡るようにする**

物流効率化に向けた先進的な実証事業

令和5年度補正予算額 **55億円**

事業の内容

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

事業概要

(1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

(2) 自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3
- (2) 補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

【参考】物流効率化の具体例（パレット化）

- 生産拠点から納品先まで反物を積載できるラック型のパレット輸送を導入することで、時間短縮（出荷・荷卸し時の作業時間を削減）、労働負荷を軽減。

【バラ積み・バラ降ろし】



バラ積み・バラ降ろし
2～2.5時間/車

【パレット化】



フォークリフト作業
30分/車

（出典）東洋運輸株式会社

- 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「**構造的・持続的な賃上げ**」を実現することが重要。このため、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、**租特の延長期間を長期化**する。
- 加えて、**賃上げを行う企業の裾野の拡大**に向けて、**中堅企業に対して賃上げの後押しを強化**するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする観点から、**税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設**する。その際、繰越欠損金制度を念頭に、**税額控除のメリットを十分に活用できるだけの繰越期間**を確保する。
- さらに、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設**し、所得向上と少子化対策の両方を追求する企業の賃上げを後押しすることで、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る。

現行制度				【適用期限：令和5年度末まで】	
大企業	継続雇用者の給与等支給総額が前年度比 3%以上増加 ⇒ 給与増加額の 15%を税額控除	継続雇用者の給与等支給総額が前年度比 4%以上増加 ⇒ 給与増加額の 25%を税額控除	+	教育訓練費が前年度比 20%以上増加 ⇒ 税額控除率を 5%上乗せ	
	雇用者全体の給与等支給総額が前年度比 1.5%以上増加 ⇒ 給与増加額の 15%を税額控除	雇用者全体の給与等支給総額が前年度比 2.5%以上増加 ⇒ 給与増加額の 30%を税額控除	+	教育訓練費が前年度比 10%以上増加 ⇒ 税額控除率を 10%上乗せ	

※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

- 要望内容
- 本税制措置の延長期間を長期化する。
 - 中堅企業に対する賃上げ後押しを強化するとともに、中堅・中小企業を対象とする繰越控除措置を、十分な期間を確保して創設する。
 - 仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設**する。

(参考) 女性活躍・両立支援の情報公開による人材確保

- 一般事業主行動計画の外部への公表や自社の女性活躍に関する情報公開を行う際は、厚生労働省が運営するWEBサイト「女性の活躍推進企業データベース」や「両立支援のひろば」にて情報公開を行うことで、全国の学生をはじめとした求職者や一般の方々への訴求を行うことが効果的。

女性の活躍・両立支援総合サイト (厚生労働省運営)

女性の活躍推進企業データベース



**働く場所は、
わたしが 見つける**

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

22,770社
女性従業員数
32,688名

女性活躍推進法で義務付けられている

- ▶ 一般事業主行動計画
- ▶ 自社の女性活躍に関する情報
- ▶ えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の実績状況

の公表や、女性活躍推進に関する
情報収集のためのWEBサイトです。

コンテンツのご紹介

- ☑ 行動計画策定のヒントに
・一般事業主行動計画の策定例
・行動計画策定ツール
- ☑ 自社の情報公表をする前にはこちらをチェック
・データベース入力操作マニュアル
・データベース入力準備シート
- ☑ オープンデータダウンロード
・CSV形式で最新のデータをダウンロード可能

両立支援のひろば



**次世代法に基づく、
一般事業主行動計画を公表しましょう!**

次世代育成支援対策推進法による公表

- ▶ 一般事業主行動計画
- ▶ 次世代育成支援対策の実施状況 (プラチナくるみん認定企業)
- ▶ 男女の育児休業等取得率 (くるみん認定基準)

育児・介護休業法による公表

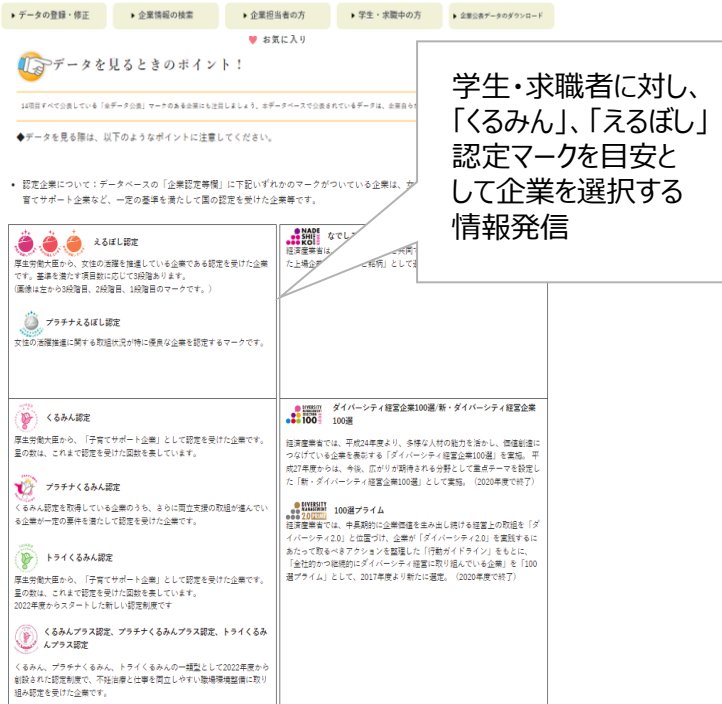
- ▶ 男性の育児休業等取得率 (2023年4月～従業員1000人超企業)

**仕事と家庭の両立に関する情報収集のための
WEBサイトです。**

コンテンツのご紹介

- ☑ 両立診断サイト
・自社の両立支援の取組状況をチェック、結果を踏まえ一般事業主行動計画を策定
- ☑ Q&A集
・育児・介護休業法
・育児休業の取得
・ハラスメントの防止など

↓ HP (学生・求職者向け「データを見るときポイント!」ページ)



データを見る時のポイント!

14項目すべてを達成している「データ公表」マークのある企業は注目しましょう。各データベースで公表されているデータは、企業自ら

データを見る際は、以下のようなポイントに注意してください。

- 認定企業について：データベースの「企業認定等欄」に下記いずれかのマークがついている企業は、子育てサポート企業など、一定の取組を達成して国の認定を受けた企業等です。

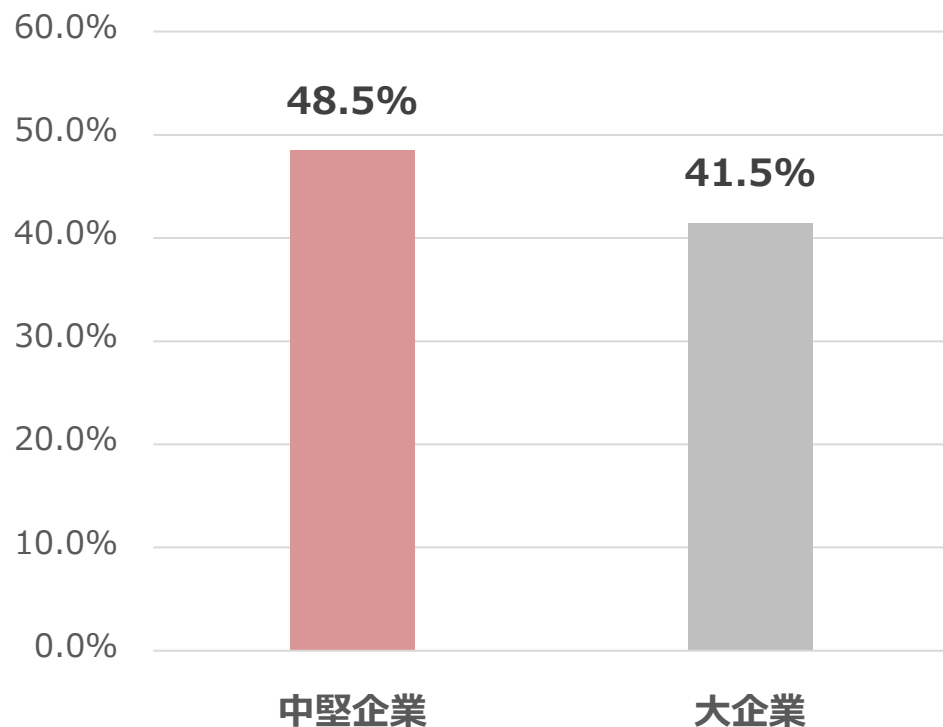
認定マーク	認定基準
えるぼし認定	厚生労働省から、女性の活躍を推進している企業である認定を受けた企業です。基準を満たす項目数に応じて3段階あります。(標準は世帯年収300万円、20歳以上、18歳以上のマークです。)
プラチナえるぼし認定	女性の活躍推進に関する取組内容が特に優秀な企業を認定するマークです。
くるみん認定	厚生労働省から、「子育てサポート企業」として認定を受けた企業です。基準は、これまでに認定を受けた企業数に基づいています。
プラチナくるみん認定	くるみん認定を取得している企業のうち、さらに両立支援の取組が進んでいる企業が一定の条件を満たして認定を受けた企業です。
トライくるみん認定	厚生労働省から、「子育てサポート企業」として認定を受けた企業です。基準は、これまでに認定を受けた企業数に基づいています。2022年度からスタートした新しい認定制度です。
くるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定	くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの一種として2022年度から創設された認定制度で、不妊治療と仕事両立しやすい職場環境構築に取り組んでいる企業です。
ダイバーシティ経営企業100選/新・ダイバーシティ経営企業100選	経済産業省では、平成24年度より、多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげる企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を表彰。平成27年度からは、今後、広がりが見られる分野として最優秀企業を選定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」として実施。(2020年度終了)
ダイバーシティ経営企業100選/新・ダイバーシティ経営企業100選	経済産業省では、平成24年度より、多様な人材の能力を活かし、価値創造につなげる企業を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を表彰。平成27年度からは、今後、広がりが見られる分野として最優秀企業を選定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」として実施。(2020年度終了)

学生・求職者に対し、「くるみん」、「えるぼし」認定マークを目安として企業を選択する情報発信

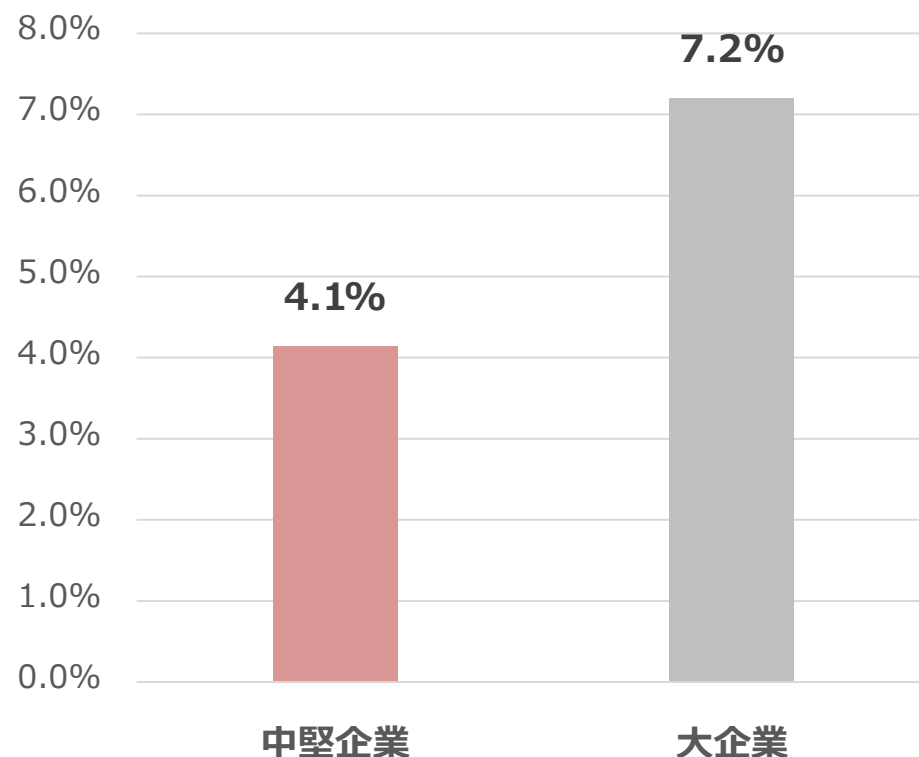
（参考 1）中堅企業の賃上げ余力について

- 中堅企業は大企業と比較して、労働分配率が高い上に、売上高純利益率が低く、賃上げ余力が乏しい。
- 賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、大企業と区別して中堅企業に対する賃上げの後押しを強化することが必要。

労働分配率



売上高純利益率



（注） 中小企業は資本金1億円以下、中堅企業は従業員数2000人以下かつ資本金1億円超、大企業は従業員数2000人超かつ資本金1億円超。

労働分配率＝人件費／（経常利益＋人件費＋減価償却費＋支払利息等）

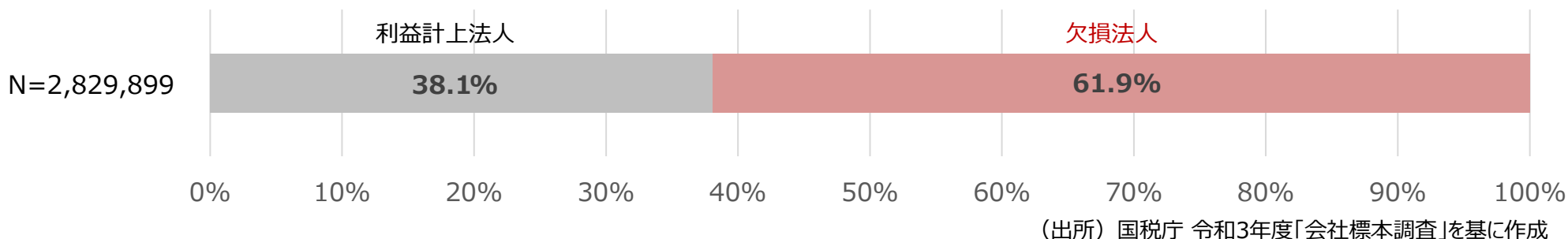
売上高純利益率＝当期純利益／売上高

（出所）2022年経済産業省企業活動基本調査（2021年度実績）を基に経済産業省作成。

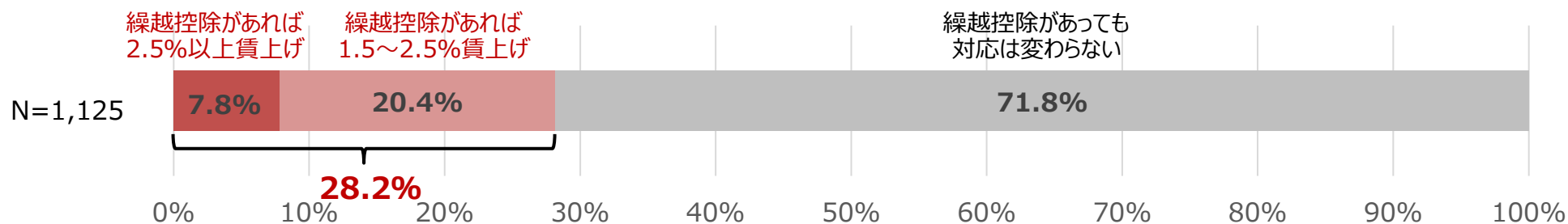
（参考 2）繰越控除措置を創設する必要性

- 現行制度では、赤字等の厳しい業況の中においても賃上げを行っている企業が税制の適用を受けることができない。中堅・中小企業は大企業よりも赤字等の厳しい業況にある企業の割合が大きいので、中堅・中小企業にとって賃上げ促進税制は利用しにくいのが現状。
- 経済産業省のアンケート結果では、欠損法人であってかつ1.5パーセントの賃上げを達成できなかった者の3割が、当該年度の税額控除分を翌年度の法人税額に繰り越せるのであれば1.5パーセント以上の賃上げを行ったと回答。
- したがって、賃上げを実施した年度以降に業績が改善したタイミングで税制の適用を受けられる形に税制を改正すれば、厳しい業況の中においても賃上げを行う中堅・中小企業を増やすことができる。

○令和3年度資本金1億円以下の企業における利益計上法人・欠損法人の内訳



○令和3年度賃上げ率1.5%未満の欠損法人における繰越控除制度があった場合の対応



- 人手不足に悩む中小企業のため、省力化に即効性のある汎用製品を、カタログから選択し、簡易に導入できるようにする。
- 中堅・中小企業の工場等の新設や大規模な設備投資を支援し、地方における賃上げにつなげる。

省力化投資の支援

イメージ図

<宿泊・飲食サービス>



自動清掃機ロボット



自動配膳ロボット

<労働時間の削減>

大規模成長投資の支援

イメージ図

<製造業>



生産工程の抜本的改革

<CO2削減や生産性向上>

<卸売業>

最新設備を導入した
物流センター

<生産性3倍>

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課

中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 **1,000億円**

事業の内容

事業目的

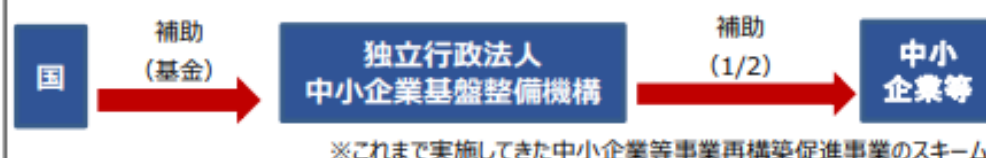
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6～20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
	※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を 引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 **2,000億円**

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) **事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）**
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
ものづくり補助金						
		申請類型	補助上限額		補助率	
		①省力化（オートメイト）等	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
		②製品・サービス高付加価値化等	通常類型 750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新設コトバ促進加速化特例2/3	
		成長分野進出類型 (DX-GX)	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)		2/3	
		③グローバル等	3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3	
⇒大規模上乗せ特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な売上増加が期待される事業者に対し、上記の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新設コトバ促進加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金						
		①通常型、②資金引上げ型、③卒業型、 ④後継者支援型、⑤創業型	①：50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）		2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
IT導入補助金						
		通常型	ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満		1/2	
		複数社連携IT導入型	ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		1/2	
		インボイス特	①インボイス対応類型の対等経費と同様 ②50万円×グループ数×乗数 ①+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
		インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・専有機】：～20万円		【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者： 4/5、②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・専有機】：1/2	
		電子取引型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2	
		セキュリティ対策推進型	5万円～100万円		1/2	
事業承継・引継ぎ補助金						
		経営革新型	①創業資金類型 ②経営者交代類型③M&A類型 ～800万円		1/2～2/3	
		専門家活用型	①買い手金類型 ②売り手支援類型 ～600万円		1/2～2/3	
		産業・再チャレンジ等	～150万円		1/2～2/3	

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】

- ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
- ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上

【持続化補助金】

- ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】

- ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】

- ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・ 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

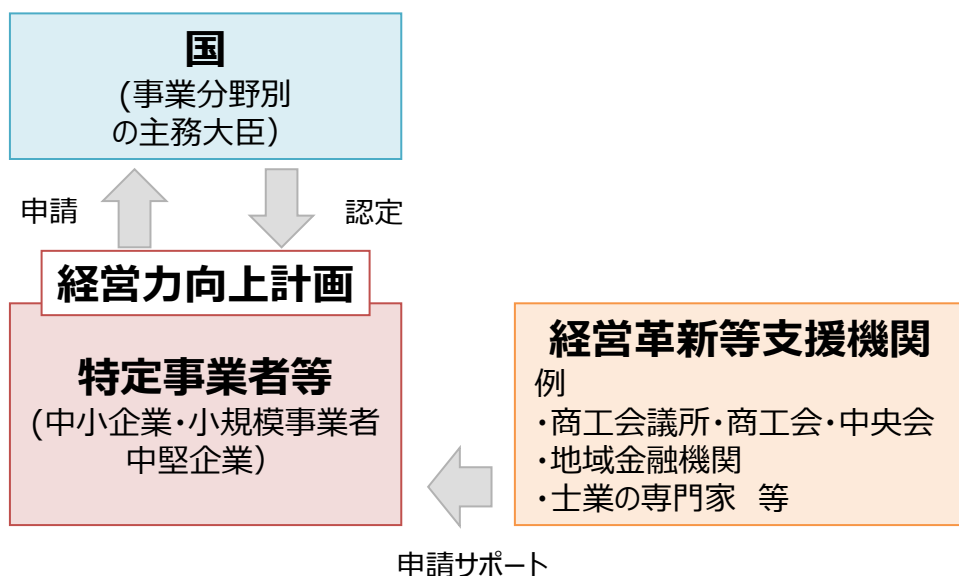
大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。

制度概要・スキーム

1. 制度の利用を検討
(税制措置、法的支援、金融支援)
2. 経営力向上計画の策定
3. 経営力向上計画の申請・認定
4. 経営力向上計画の開始、取組の実行



支援措置

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により 税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減及び準備金の積立（損金算入）による法人税の軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

中小企業経営強化税制

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%）のいずれかの適用を認める措置。
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・<u>生産等設備</u>を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・<u>国内への投資</u>であること ・<u>中古資産・貸付資産でないこと等</u>
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上）	
			ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。

また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除きます。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

中小企業投資促進税制

- 中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要